

薬生発0619第1号
令和元年6月19日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和元年政令第31号。以下「改正政令」という。）が令和元年6月19日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

(1) 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 7446-70-0)

(2) シクロヘキサ-4-エン-1, 2-ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 85-43-8)

(3) ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド0.4%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 7173-51-5)

(4) 2-（ジメチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-（ジメチルアミノ）エタノール3.1%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 108-01-0)

(5) トリクロロ（フェニル）シラン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 98-13-5)

(6) ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸 11%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 142-62-1)

(7) ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸 11%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 111-14-8)

(8) ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸 11%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 109-52-4)

2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、4-(2,2-ジシアノエテン-1-イル)フェニル=2,4,5-トリクロロベンゼン-1-スルホナート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 126980-24-3)

(2) 2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリレート及びこれを含有する製剤のうち、2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリレート 6.4%以下を含有する製剤

(CAS No. : 2867-47-2)

(3) 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤のうち、水酸化リチウム一水和物 0.3%以下を含有する製剤

(CAS No. : 1310-66-3)

3 施行期日

令和元年7月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

4 経過措置等

(1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日(令和元年7月1日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和元年9月30日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和元年9月30日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は、適用しない。

(2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項(毒物又は劇物の表示)、第14条(毒物又は劇物

の譲渡手続)、第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2(廃棄)、第16条(運搬等についての技術上の基準等)等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

平成30年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料(資料30 平成30年度第2回毒物劇物部会について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000497412.pdf>

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>(97) (96) </p> <p>四―(二・二―ジシアノエテン――イル)フェニル 二 ・四・五―トリクロロベンゼン――スルホナート及びこれ を含有する製剤 (略)</p> <p>三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤 三十の七 (略) 三十一―三十一の三 (略) 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。 (95)(1) (94) (略) (略)</p>	<p>(96) </p> <p>ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤</p> <p>三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤 三十一―三十一の三 (略) 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。 (95)(1) (94) (略) (E)―〔(四R)―四―(二・四―ジクロロフェニル) ――三―ジチオラン――イリデン〕―(一H―イミダゾ― ル――イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤 (新設)</p>

(98) |
184) |
(略)

三十三 〽 三十八の三 (略)

三十九 (略)

三十九の二 シクロヘキサ―四―エン―一・二―ジカルボン酸無
水物及びこれを含有する製剤

四十 (略)

四十の二 〽 四十二 (略)

四十二の二 (略)

四十二の三 ジデシル(ジメチル)アンモニウムクロリド及び

これを含有する製剤。ただし、ジデシル(ジメチル)アンモニ
ウムクロリド〇・四%以下を含有するものを除く。

四十三 (略)

四十三の二 〽 五十 (略)

五十の二 (略)

五十の三 二―(ジメチルアミノ)エタノール及びこれを含有す
る製剤。ただし、二―(ジメチルアミノ)エタノール三・一%
以下を含有するものを除く。

五十の四 二―(ジメチルアミノ)エチルメタクリレート及び
これを含有する製剤。ただし、二―(ジメチルアミノ)エチル
メタクリレート六・四%以下を含有するものを除く。

五十の五 〽 五十の八 (略)

(97) |
183) |
(略)

三十三 〽 三十八の三 (略)

三十九 しきみの実

(新設)

四十 シクロヘキシミドを含有する製剤。ただし、シクロヘキシ
ミド〇・二%以下を含有するものを除く。

四十の二 〽 四十二 (略)

四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。
ただし、ジシクロヘキシルアミン四%以下を含有するものを除
く。

(新設)

四十三 二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノールを
含有する製剤。ただし、二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシル
フェノール〇・五%以下を含有するものを除く。

四十三の二 〽 五十 (略)

五十の二 二・三―ジブプロパン―一―オール及びこれを
含有する製剤

(新設)

五十の三 二―(ジメチルアミノ)エチルメタクリレート及び
これを含有する製剤

五十の四 〽 五十の七 (略)

五十一～六十八 (略)

六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化リチウム一水和物〇・三%以下を含有するものを除く。

六十九～七十四の二 (略)

七十四の三 (略)

七十四の四 トリクロロ(フェニル)シラン及びこれを含有する

製剤

七十四の五 (略)

七十四の六・七十四の七 (略)

七十五～九十一 (略)

九十一の二 (略)

九十一の三 ヘキササン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサ

サン酸一%以下を含有するものを除く。

九十一の四 (略)

九十二 (略)

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプ

タン酸一%以下を含有するものを除く。

九十三 (略)

九十四 (略)

五十一～六十八 (略)

六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤

六十九～七十四の二 (略)

七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤

(新設)

七十四の四 一・二・三―トリクロロプロパン及びこれを含有す

る製剤

七十四の五・七十四の六 (略)

七十五～九十一 (略)

九十一の二 ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有す

る製剤

(新設)

九十一の三 ヘキササン―一・六―ジアミン及びこれを含有する製

剤

九十二 ベタナフトールを含有する製剤。ただし、ベタナフトー

ル一%以下を含有するものを除く。

(新設)

九十三 一・四・五・六・七―ペンタクロル―三a・四・七・七

a―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロルメタン)―イ

ンデン(別名ヘプタクロール)を含有する製剤

九十四 (略)

九十五 (略)

九十五の二 ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸二一%以下を含有するものを除く。

九十六 (略)

九十六の二〇百十 (略)

2 (略)

九十五 ペンタクロルフエノール塩類及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフエノールとして一%以下を含有するものを除く。

(新設)

九十六 硼^{ほう}弗^{ふつ}化水素酸及びその塩類

九十六の二〇百十 (略)

2 (略)